

平成15年6月26日訓令第13号

佐倉市入札参加資格審査委員会規程

(設置)

第1条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約（公有財産に係るものは除く。）の契約方法、入札参加資格等に関し、参加業者に係る資格の審査、選定等のため、佐倉市入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 一般競争入札等公募により参加業者を募集する競争入札に係る参加資格要件に関すること。
- (2) 競争入札（公募により参加業者を募集する競争入札を除く。）に係る入札参加業者の選定に関すること。
- (3) 競争入札に参加を希望する者の資格審査基準に関すること。
- (4) プロポーザル方式（随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の業者から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った業者を選定する方式をいう。以下同じ。）を実施することの適否に関すること。
- (5) 公募の方法によるプロポーザル方式に係る参加業者の参加資格要件に関すること。
- (6) 指名の方法によるプロポーザル方式を実施する理由及び当該方式に係る参加業者の選定に関すること。
- (7) プロポーザル方式により随意契約を締結する場合の契約の相手方となる者の選定に係る審査の体制に関すること。
- (8) 競争入札に係る入札参加資格者の資格の抹消及び一時停止、指名停止等に関すること。
- (9) 入札・契約手続きに係る苦情(却下すべき場合を除く。)に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は副市長を、副委員長は財政部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に事故があるときは、企画政策部長が委員長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、企画政策部長、総務部長、市民部長、福祉部長、子ども支援部長、健康推進部長、経済環境部長、魅力推進部長、土木部長、都市部長、危機管理部長、資産経営部長、教育部長及び上下水道部長の職にある者をもって充てる。

2 前項の委員に事故がある場合は、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(報告及び承認)

第7条 委員会は、会議の結果を速やかに市長に報告し、その承認を受けるものとする。

(秘密の保持)

第8条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約検査課が処理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

(佐倉市指名業者選定審査会規程の廃止)

2 佐倉市指名業者選定審査会規程(平成8年佐倉市訓令第9号)は、廃止する。

附 則(平成16年6月18日訓令第13号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 31 日訓令第 11 号）
この訓令は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日訓令第 3 号）
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 20 日訓令第 1 号）
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 6 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 12 日訓令第 1 号）
この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日訓令第 7 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日訓令第 3 号）
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 8 日訓令第 3 号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。